

諮 問 第 1 号

平成23年12月13日

世田谷区基本構想審議会

会長 森岡 清志 様

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区基本構想審議会条例（平成23年
10月条例第24号）第2条の規定に基づ
き、下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項

世田谷区基本構想、基本計画を策定するに
あたっての、区政運営の基本的な考え方につ
いて

諮問理由

2011年3月11日は、後世に残る災禍に見舞われました。マグニチュード9という大規模かつ広範囲の東日本大震災と襲来した大津波は多くの人命を奪い、それに続く福島第一原発事故と放射性物質の拡散という危機的事態は、福島県を中心に首都圏にいたるまで深刻な影響をもたらしています。

世田谷区は戦後、良好な住宅都市として、「いつまでも住み続けたいまち」の基盤形成を目指してきています。「福祉文化都市」としても独自の先進性を持ち、住民参加の気風を取り入れ、地域分権の思想のもとに地域行政制度を運営してきた歴史は今に続いています。

一方で、超高齢化社会を迎えて、福祉行政への需要は高まり、従来の施設中心の対象別の施策から高齢者・障害者を街ぐるみで支える福祉行政の展開が求められています。子どもの出生数も増加しており、保育所整備をはじめとした子育て支援の充実も求められています。また、将来世代の子どもたちに最良の教育環境を整備することも区の重要な責務です。

世田谷区の人口は、平成22年の国勢調査で87万7000人と過去最高となりました。政令市どころか県を上回る規模でありながら、特別区制度の下で多くの制約を受けながら、膨張する行政需要に対して税源移譲がともなわないという障壁を抱えています。

それでも、時代の要請と変化に機敏に応え、世田谷区が踏み出す一步は、全国の自治体のみならず国の法制度や政策にも大きな影響を与える可能性も大いにあります。平成6年9月に議決された基本構想から17年間、これまでの画期的な取組みや地道な成果を生かしながらも、基礎からビジョンを組み立てなおす時期に入りました。

そこで、これからの世田谷区をつくりあげるため、素晴らしい未来への架け橋となる「基本構想」「基本計画」を策定するにあたっての、私たちが進むべき進路を示していただきたく、区政運営の基本的な考え方について諮問いたします。